

第23回群馬県スポーツ少年団バドミントン交流大会兼 第38回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会群馬県予選会 実施要項

- 1 趣 旨 県下のバドミントンを愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と競技の歓びを体験させるとともに団員相互の親睦を図り、少年スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県バドミントン協会 群馬テレビ 上毛新聞社
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団バドミントン専門部会
- 5 日 時 2019年6月16日(日) 受付8:30 開会9:00
- 6 会 場 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター ぐんまアリーナ
〒371-0047 前橋市関根町800
TEL 027-234-5555
- 7 参加資格 (1) **選手・監督は、日本スポーツ少年団に登録済みの団員及び指導者であること。**
(2) スポーツ傷害保険に加入済みの者であること。
(3) 選手は12歳以下の小学生とする。
- 8 チーム編成 (1) 引率者1名・監督1名・コーチ1名・マネージャー1名とし、種目は男女各シングルス戦・男女各ダブルス戦とする。
(2) **代表者・監督・コーチ・マネージャーのうち、2名はスポーツ少年団認定育成員又は認定員の有資格者であることとする。**
- 9 競技規則 (1) 2019年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、同大会運営規定に準じる。
(2) 使用器具 ・日本バドミントン協会現行検定審査合格用器具
(3) 使用球 ・日本バドミントン協会検定球(水鳥)とする。
(4) 服 装 ・競技中の服装は、日本バドミントン協会公認のもの、または、学校の体育時に使用している半袖・半パンツも可とする。
・試合時は、団員証を左肩に単位団名・氏名を書いたゼッケンを背面に付ける。
(見本)

単位団名 氏 名	縦18cm
-------------	-------

 横25cm
- 10 競技方法 (1) 男女各種目のトーナメント方式とする。但しベスト4以上はリーグ戦とすることがある。
(2) 参加人数によりポイント制限がある。
(3) **関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会出場選手選考のため順位決定戦を行う(3位決定戦を行なう場合も、表彰は3位(2人、2組)とする。)**
(4) **なお、本大会の上位入賞選手のうち、本実施要項15(1)に規定する関東ブロック交流会に出場できない選手がいる場合には、5位以下の決定戦を行うことがある。**
- 11 表 彰 優勝・準優勝・3位に賞状とトロフィーを授与する。
- 12 組 合 せ 組合せは、群馬県スポーツ少年団本部及びバドミントン専門部会に一任する。
- 13 申込方法 (1) 各単位団
別紙申込書により、各単位団は、2019年5月10日(金)までに、各市町村スポーツ少年団本部あて申し込むこと。
(申込みの際、スポーツ少年団登録システム単位団修正画面をプリントアウトし添付すること。
申込書に記載のある指導者、団員の登録が確認出来るものとする)
(2) 各市町村スポーツ少年団本部
各市町村スポーツ少年団事務局は、申込書を取りまとめ 5月17日(金)までに群馬県スポーツ少年団本部あて申し込むこと。
(申込みの際、スポーツ少年団登録システム単位団修正画面をプリントアウトし添付すること。
申込書に記載のある指導者、団員の登録が確認出来るものとする)
〒371-0047 前橋市関根町800 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター内
群馬県スポーツ少年団事務局あて TEL027-234-5555
- 14 参加料 シングルス戦1人500円、ダブルス戦1チーム 1,000円(当日受付にて納入のこと)
- 15 その他 (1) 7月26日～7月28日に群馬県で開催される関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会の参加については、本大会の男女各種目上位2名(組)に県スポーツ少年団の承認を得たうえで出場権を与える。
(2) 参加については、大会全日程を検討し、学校行事等を確認したうえで申込みをすること。(1)に規定する関東ブロック交流会に参加できない場合は、申込みの際その旨申し出ること。申込み後については、大会当日の受付までにバドミントン専門部に申し出ること。
(3) 事故による応急処置はするが、その後の責任は、参加者の負担とする。
(4) エントリーは同一人が、シングルス戦、ダブルス戦を兼ねて申し込むことはできない。
(5) 申込み後の棄権は、速やかに群馬県スポーツ少年団バドミントン専門部あて直接通知すること。
バドミントン専門部 栗原 メールアドレス gunbad1949@gmail.com
携帯電話 090-5393-6684
※申込み後はいかなる理由で棄権する場合も、参加料を納付すること。